

別紙Ⅰ『料金表』(1割負担の場合)

ユニット型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス費(1日につき)

自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により計算された料金となります。
下記の利用料によって、入居者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、入居者様の要介護度に応じて異なります)。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者様の要介護度とサービス利用料金	7,061 円	7,799 円	8,590 円	9,338 円	10,065 円
2. うち介護保険から給付される金額	6,355 円	7,020 円	7,731 円	8,405 円	9,059 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	706 円	779 円	859 円	933 円	1,006 円

※ 社会福祉法人の軽減制度適用者である場合は、料金表に示された金額に定められた軽減率で計算された額を控除した料金となります。

※ 旧措置入居者様(介護保険利用者負担額減額・免除等認定証及び介護保険特定負担限度額認定証の発行を受ける方の施設介護サービス費の負担金や利用料は、上記金額に定められた給付率、食費、居住費の金額により計算された料金となります。

※ 上記自己負担額のほかに、下記の施設の体制に応じて負担していただく加算、また、入居者様の状況に応じて負担していただく加算、及び、介護保険の給付対象とならないサービス(食費(「食事の提供の項」参照)及び居住費(「居住に要する費用の項」等参照))の費用をご負担いただきます。

※事業所の体制に応じて負担していただく加算(1割負担の場合)

加 算	概 要	自己負担額	算定の有無
日常生活継続支援加算	一定期間における新規入居者の要介護度4・5又は認知症若しくは医行為等を必要とする方の占める割合、かつ介護福祉士を有する職員の配置数が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	48 円/日	有
看護体制加算	①常勤看護師を1名以上配置した場合 ②看護職員を基準の数に1を加えた以上配置した場合 ③ ①と②の両方を満たす場合	① 4 円/日 ② 8 円/日 ③ 12 円/日	有
夜勤職員配置加算	①夜勤を行う介護職員又は看護職員を、基準の数に1を加えた以上の配置を行った場合 ②上記を満たし夜勤時間帯を通じて、看護職員又は認定特定行為従事者を配置した場合	① 13 円/日 ② 18 円/日	有
常勤医師配置加算	常勤医師を1名以上配置し、入居者の健康管理を行った場合	26 円/日	
精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が行われる場合	5 円/日	
協力医療機関連携加算	協力医療機関と入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合 ①相談対応を行う体制、診療・入院受け入れ体制を確保している場合 ② ①以外の場合	① 105 円/月 ※令和7年3月31日まで ① 52 円/月 ※令和7年4月1日以降 ② 5 円/月	
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算で入居者数を50で除した数以上配置し、入居者毎に継続的な栄養管理を強化して実施した場合であって、かつ、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたり必要な情報を活用した場合	11 円/日	
在宅復帰支援機能加算	施設が居宅生活への復帰を目指す介護サービス等を提供し、在宅への退居者数割合が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	10 円/日	
褥瘡マネジメント加算	①継続的に入居者ごとの褥瘡管理をした場合 ② ①の算定要件を満たし、施設入居時等の評価の結果、褥瘡が認められた入居者等について当該褥瘡が治癒した場合、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等について褥瘡の発生のない場合	3 円/月 13 円/月	有

* 入居者様の状況に応じて負担していただく加算 *

加 算	概 要	自己負担額
生活機能向上連携 加算Ⅰ	ICTの活用等により外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練の マネジメントを行った場合 ※個別機能訓練加算を算定している場合は算定しない	105 円/月 3カ月に1回
生活機能向上連携 加算Ⅱ	①外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練のマネジメントを 行った場合 ②個別機能訓練加算を算定している場合	① 210 円/月 ② 105 円/月
個別機能訓練加算	①入居者毎に個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っ た場合 ②上記を満たし個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、必 要な情報を活用した場合 ③ ①②に加え口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有した 場合	① 12 円/日 ② 21 円/月 ③ 21 円/月
ADL維持等加算	一定期間内の入居者のうち、ADLの改善度合いが一定の水準を超えた場 合 ①評価対象入居者等の調整済ADL利得の平均値が1以上 ②評価対象入居者等の調整済ADL利得の平均値が3以上 また、入居者全員のADL値を測定し測定月毎に厚生労働省に提出した場 合	① 31 円/月 ② 63 円/月
若年性認知症利用者 受入加算	若年性認知症の入居者に個別の担当者を決めてサービスを提供した場合 ※ただし認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない場合	126 円/日
外泊時費用	入居者が病院又は診療所に入院した場合及び外泊された場合(入院又は 外泊の初日及び最終日は入居に係る所要負担金をいただきます)。	259 円/日 (1月に6日を限度)
外泊時在宅サービス利用 費用	入居者が外泊中に当施設により提供される在宅サービスを利用した場合	590 円/日 (1月に6日を限度)
初期加算	入居された日から起算して30日以内の期間(30日を超える病院又は診療 所への入院後に再び入所された場合も同様)	31 円/日
退所時栄養情報連携 加算	特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居 者が居宅等に退居する際に、退居後の医療機関等に対して、栄養管理に 関する情報を提供した場合	73 円/回 (1月に1回を限度)
再入所時栄養連携 加算	入居者が医療機関より退院し、再入居において以前と大きく異なる栄養管 理が必要となった際に施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携 し、栄養ケア計画を作成した場合	210 円/回
退所前訪問相談援助 加算	入居者の退居前に介護支援専門員等が居宅を訪問し、退居後の居宅 サービス等について相談援助等を行った場合	484 円/回
退所後訪問相談援助 加算	入居者の退居後30日以内に介護支援専門員等が居宅を訪問し相談援助 等を行った場合	484 円/回
退所時相談援助加算	入居者の退居時に退居後の居宅サービス等の相談援助を行い、区市町 村及び老人介護支援センター・サービス提供事業所に文書にて介護情報 を提供した場合	421 円/回
退所前連携加算	入居者の退居前に希望する指定居宅介護支援事業所に対して文書で居 宅サービスに必要な介護情報等を提供し、連携して居宅サービス利用の 調整を行った場合	527 円/回
退所時情報提供加算	入居者が退居し、医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して心身 の状況、生活歴等の情報提供を行った場合	263 円/回
経口移行加算	経管により食事を摂取する入居者が、経口摂取を進めるために、医師の指 示に基づき管理栄養士、看護職員等が必要とする支援を行った場合(原 則180日を限度)	29 円/日
経口維持加算	接触機能障害を有し誤嚥が認められる入居者が、継続して経口摂取を進 めるために、医師の指示に基づく特別な管理を行った場合 ①食事の観察や会議等を行い、継続的な食事摂取に向けて栄養管理を 行った場合 ② ①に加え食事の観察や会議等に医師等が加わった場合	① 421 円/月 ② 105 円/月
口腔衛生管理加算	①入居者毎に口腔ケアマネジメント計画を作成し、歯科衛生 士が口腔ケアを月2回以上実施した場合 ②上記を満たし、口腔衛生等の管理に係る計画等の情報を厚 生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合	① 94 円/月 ② 115 円/月
療養食加算	医師の指示に基づき定められた療養食を提供した場合	6 円/回

別紙Ⅰ『料金表』(2割負担の場合)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス費(1日につき)

自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により計算された料金となります。
下記の利用料によって、入居者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、入居者様の要介護度に応じて異なります)。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者様の要介護度とサービス利用料金	7,061 円	7,799 円	8,590 円	9,338 円	10,065 円
2. うち介護保険から給付される金額	5,649 円	6,240 円	6,872 円	7,471 円	8,052 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	1,412 円	1,559 円	1,718 円	1,867 円	2,013 円

※ 社会福祉法人の軽減制度適用者である場合は、料金表に示された金額に定められた軽減率で計算された額を控除した料金となります。

※ 旧措置入居者様(介護保険利用者負担額減額・免除等認定証及び介護保険特定負担限度額認定証の発行を受ける方の施設介護サービス費の負担金や利用料は、上記金額に定められた給付率、食費、居住費の金額により計算された料金となります。

※ 上記自己負担額のほかに、下記の施設の体制に応じて負担していただく加算、また、入居者様の状況に応じて負担していただく加算、及び、介護保険の給付対象とならないサービス(食費(「食事の提供の項」参照)及び居住費(「居住に要する費用の項」等参照))の費用をご負担いただきます。

※事業所の体制に応じて負担していただく加算(1割負担の場合)

加 算	概 要	自己負担額	算定の有無
日常生活継続支援加算	一定期間における新規入居者の要介護度4・5又は認知症若しくは医行為等を必要とする方の占める割合、かつ介護福祉士を有する職員の配置数が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	96 円/日	有
看護体制加算	①常勤看護師を1名以上配置した場合 ②看護職員を基準の数に1を加えた以上配置した場合 ③ ①と②の両方を満たす場合	① 8 円/日 ② 16 円/日 ③ 25 円/日	有
夜勤職員配置加算	①夜勤を行う介護職員又は看護職員を、基準の数に1を加えた以上の配置を行った場合 ②上記を満たし夜勤時間帯を通じて、看護職員又は認定特定行為従事者を配置した場合	① 27 円/日 ② 37 円/日	有
常勤医師配置加算	常勤医師を1名以上配置し、入居者の健康管理を行った場合	52 円/日	
精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が行われる場合	10 円/日	
協力医療機関連携加算	協力医療機関と入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合 ①相談対応を行う体制、診療・入院受け入れ体制を確保している場合 ② ①以外の場合	① 210 円/月 ※令和7年3月31日まで ① 105 円/月 ※令和7年4月1日以降 ② 10 円/月	
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算で入居者数を50で除した数以上配置し、入居者毎に継続的な栄養管理を強化して実施した場合であって、かつ、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたり必要な情報を活用した場合	23 円/日	
在宅復帰支援機能加算	施設が居宅生活への復帰を目指す介護サービス等を提供し、在宅への退居者数割合が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	21 円/日	
褥瘡マネジメント加算	①継続的に入居者ごとの褥瘡管理をした場合 ② ①の算定要件を満たし、施設入居時等の評価の結果、褥瘡が認められた入居者等について当該褥瘡が治癒した場合、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等について褥瘡の発生のない場合	6 円/月 27 円/月	有

* 入居者様の状況に応じて負担していただく加算 *

加 算	概 要	自己負担額
生活機能向上連携 加算Ⅰ	ICTの活用等により外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練の マネジメントを行った場合 ※個別機能訓練加算を算定している場合は算定しない	210 円/月 3カ月に1回
生活機能向上連携 加算Ⅱ	①外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練のマネジメントを 行った場合 ②個別機能訓練加算を算定している場合	① 421 円/月 ② 210 円/月
個別機能訓練加算	①入居者毎に個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っ た場合 ②上記を満たし個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、必要 な情報を活用した場合 ③ ①②に加え口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有した 場合	① 25 円/日 ② 42 円/月 ③ 42 円/月
ADL維持等加算	一定期間内の入居者のうち、ADLの改善度合いが一定の水準を超えた場 合 ①評価対象入居者等の調整済ADL利得の平均値が1以上 ②評価対象入居者等の調整済ADL利得の平均値が3以上 また、入居者全員のADL値を測定し測定月毎に厚生労働省に提出した場 合	① 63 円/月 ② 126 円/月
若年性認知症利用者 受入加算	若年性認知症の入居者に個別の担当者を決めてサービスを提供した場合 ※ただし認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない場合	252 円/日
外泊時費用	入居者が病院又は診療所に入院した場合及び外泊された場合(入院又は 外泊の初日及び最終日は入居に係る所要負担金をいただきます)。	518 円/日 (1月に6日を限度)
外泊時在宅サービス利用 費用	入居者が外泊中に当施設により提供される在宅サービスを利用した場合	1,180 円/日 (1月に6日を限度)
初期加算	入居された日から起算して30日以内の期間(30日を超える病院又は診療 所への入院後に再び入所された場合も同様)	63 円/日
退所時栄養情報連携 加算	特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居 者が居宅等に退居する際に、退居後の医療機関等に対して、栄養管理に 関する情報を提供した場合	147 円/回 (1月に1回を限度)
再入所時栄養連携 加算	入居者が医療機関より退院し、再入居において以前と大きく異なる栄養管 理が必要となった際に施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携 し、栄養ケア計画を作成した場合	421 円/回
退所前訪問相談援助 加算	入居者の退居前に介護支援専門員等が居宅を訪問し、退居後の居宅 サービス等について相談援助等を行った場合	969 円/回
退所後訪問相談援助 加算	入居者の退居後30日以内に介護支援専門員等が居宅を訪問し相談援助 等を行った場合	969 円/回
退所時相談援助加算	入居者の退居時に退居後の居宅サービス等の相談援助を行い、区市町 村及び老人介護支援センター・サービス提供事業所に文書にて介護情報 を提供した場合	843 円/回
退所前連携加算	入居者の退居前に希望する指定居宅介護支援事業所に対して文書で居 宅サービスに必要な介護情報等を提供し、連携して居宅サービス利用の 調整を行った場合	1,054 円/回
退所時情報提供加算	入居者が退居し、医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して心身 の状況、生活歴等の情報提供を行った場合	527 円/回
経口移行加算	経管により食事を摂取する入居者が、経口摂取を進めるために、医師の指 示に基づき管理栄養士、看護職員等が必要とする支援を行った場合(原 則180日を限度)	59 円/日
経口維持加算	接触機能障害を有し誤嚥が認められる入居者が、継続して経口摂取を進 めるために、医師の指示に基づく特別な管理を行った場合 ①食事の観察や会議等を行い、継続的な食事摂取に向けて栄養管理を 行った場合 ② ①に加え食事の観察や会議等に医師等が加わった場合	① 843 円/月 ② 210 円/月
口腔衛生管理加算	①入居者毎に口腔ケアマネジメント計画を作成し、歯科衛生 士が口腔ケアを月2回以上実施した場合 ②上記を満たし、口腔衛生等の管理に係る計画等の情報を厚 生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合	① 189 円/月 ② 231 円/月
療養食加算	医師の指示に基づき定められた療養食を提供した場合	9,441 円/回

別紙 I 『料金表』(3割負担の場合)

ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス費(1日につき)

自己負担額は介護保険負担割合証に記載された割合により計算された料金となります。
 下記の利用料によって、入居者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費用を除いた金額(自己負担額)をお支払いください(サービス利用料金は、入居者様の要介護度に応じて異なります)。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 入居者様の要介護度とサービス利用料金	7,061 円	7,799 円	8,590 円	9,338 円	10,065 円
2. うち介護保険から給付される金額	4,943 円	5,460 円	6,013 円	6,537 円	7,046 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	2,118 円	2,339 円	2,577 円	2,801 円	3,019 円

※ 社会福祉法人の軽減制度適用者である場合は、料金表に示された金額に定められた軽減率で計算された額を控除した料金となります。

※ 旧措置入居者様(介護保険利用者負担額減額・免除等認定証及び介護保険特定負担限度額認定証の発行を受ける方の施設介護サービス費の負担金や利用料は、上記金額に定められた給付率、食費、居住費の金額により計算された料金となります。

※ 上記自己負担額のほかに、下記の施設の体制に応じて負担していただく加算、また、入居者様の状況に応じて負担していただく加算、及び、介護保険の給付対象とならないサービス(食費(「食事の提供の項」参照)及び居住費(「居住に要する費用の項」等参照))の費用をご負担いただきます。

※事業所の体制に応じて負担していただく加算(1割負担の場合)

加 算	概 要	自己負担額	算定の有無
日常生活継続支援加算	一定期間における新規入居者の要介護度4・5又は認知症若しくは医行為等を必要とする方の占める割合、かつ介護福祉士を有する職員の配置数が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	145 円/日	有
看護体制加算	①常勤看護師を1名以上配置した場合 ②看護職員を基準の数に1を加えた以上配置した場合 ③ ①と②の両方を満たす場合	① 12 円/日 ② 25 円/日 ③ 37 円/日	有
夜勤職員配置加算	①夜勤を行う介護職員又は看護職員を、基準の数に1を加えた以上の配置を行った場合 ②上記を満たし夜勤時間帯を通じて、看護職員又は認定特定行為従事者を配置した場合	① 41 円/日 ② 56 円/日	有
常勤医師配置加算	常勤医師を1名以上配置し、入居者の健康管理を行った場合	79 円/日	
精神科医療養指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が行われる場合	15 円/日	
協力医療機関連携加算	協力医療機関と入居者の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合 ①相談対応を行う体制、診療・入院受け入れ体制を確保している場合 ② ①以外の場合	① 316 円/月 ※令和7年3月31日まで ① 158 円/月 ※令和7年4月1日以降 ② 15 円/月	
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算で入居者数を50で除した数以上配置し、入居者毎に継続的な栄養管理を強化して実施した場合であって、かつ、栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施にあたり必要な情報を活用した場合	34 円/日	
在宅復帰支援機能加算	施設が居宅生活への復帰を目指す介護サービス等を提供し、在宅への退居者数割合が厚生労働大臣の定める基準を満たした場合	31 円/日	
褥瘡マネジメント加算	①継続的に入居者ごとの褥瘡管理をした場合 ② ①の算定要件を満たし、施設入居時等の評価の結果、褥瘡が認められた入居者等について当該褥瘡が治癒した場合、または褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等について褥瘡の発生のない場合	9 円/月 41 円/月	有

入居者様の状況に応じて負担していただく加算

加 算	概 要	自己負担額
生活機能向上連携 加算Ⅰ	ICTの活用等により外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練の マネジメントを行った場合 ※個別機能訓練加算を算定している場合は算定しない	316 円/月 3カ月に1回
生活機能向上連携 加算Ⅱ	①外部のリハビリテーション専門職等と連携し機能訓練のマネジメントを 行った場合 ②個別機能訓練加算を算定している場合	① 632 円/月 ② 316 円/月
個別機能訓練加算	①入居者毎に個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を行っ た場合 ②上記を満たし個別機能訓練計画の内容を厚生労働省に提出し、必要 な情報を活用した場合 ③ ①②に加え口腔、栄養の情報を関係職種の間で一体的に共有した 場合	① 37 円/日 ② 63 円/月 ③ 63 円/月
ADL維持等加算	一定期間内の入所者のうち、ADLの改善度合いが一定の水準を超えた場 合 ①評価対象入居者等の調整済ADL利得の平均値が1以上 ②評価対象入居者等の調整済ADL利得の平均値が3以上 また、入居者全員のADL値を測定し測定月毎に厚生労働省に提出した場 合	① 94 円/月 ② 189 円/月
若年性認知症利用者 受入加算	若年性認知症の入居者に個別の担当者を決めてサービスを提供した場合 ※ただし認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない場合	379 円/日
外泊時費用	入居者が病院又は診療所に入院した場合及び外泊された場合(入院又は 外泊の初日及び最終日は入居に係る所要負担金をいただきます)。	777 円/日 (1月に6日を限度)
外泊時在宅サービス利用 費用	入居者が外泊中に当施設により提供される在宅サービスを利用した場合	1,770 円/日 (1月に6日を限度)
初期加算	入居された日から起算して30日以内の期間(30日を超える病院又は診療 所への入院後に再び入所された場合も同様)	94 円/日
退所時栄養情報連携 加算	特別食を必要とする入居者又は低栄養状態にあると医師が判断した入居 者が居宅等に退居する際に、退居後の医療機関等に対して、栄養管理に 関する情報を提供した場合	221 円/回 (1月に1回を限度)
再入所時栄養連携 加算	入居者が医療機関より退院し、再入居において以前と大きく異なる栄養管 理が必要となった際に施設の管理栄養士が医療機関の管理栄養士と連携 し、栄養ケア計画を作成した場合	632 円/回
退所前訪問相談援助 加算	入居者の退居前に介護支援専門員等が居宅を訪問し、退居後の居宅 サービス等について相談援助等を行った場合	1,454 円/回
退所後訪問相談援助 加算	入居者の退居後30日以内に介護支援専門員等が居宅を訪問し相談援助 等を行った場合	1,454 円/回
退所時相談援助加算	入居者の退居時に退居後の居宅サービス等の相談援助を行い、区市町 村及び老人介護支援センター・サービス提供事業所に文書にて介護情報 を提供した場合	1,264 円/回
退所前連携加算	入居者の退居前に希望する指定居宅介護支援事業所に対して文書で居 宅サービスに必要な介護情報等を提供し、連携して居宅サービス利用の 調整を行った場合	1,581 円/回
退所時情報提供加算	入居者が退居し、医療機関に入院する場合、当該医療機関に対して心身 の状況、生活歴等の情報提供を行った場合	790 円/回
経口移行加算	経管により食事を摂取する入居者が、経口摂取を進めるために、医師の指 示に基づき管理栄養士、看護職員等が必要とする支援を行った場合(原 則180日を限度)	88 円/日
経口維持加算	接触機能障害を有し誤嚥が認められる入居者が、継続して経口摂取を進 めるために、医師の指示に基づく特別な管理を行った場合 ①食事の観察や会議等を行い、継続的な食事摂取に向けて栄養管理を 行った場合 ② ①に加え食事の観察や会議等に医師等が加わった場合	① 1,264 円/月 ② 316 円/月
口腔衛生管理加算	①入居者毎に口腔ケアマネジメント計画を作成し、歯科衛生 士が口腔ケアを月2回以上実施した場合 ②上記を満たし、口腔衛生等の管理に係る計画等の情報を厚 生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合	① 284 円/月 ② 347 円/月
療養食加算	医師の指示に基づき定められた療養食を提供した場合	※別途 円/回

別紙Ⅱ『料金表』介護保険の給付対象とならないサービス

《サービスの概要と利用料金》

① 食費：食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

入居者様に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。実費相当額の範囲内にて負担していただきます。通常、1日当たり1,545円の負担、若しくは1日3回の食事を「朝食 320円・昼食（おやつを含む）650円・夕食 575円」の料金で食された分の食費をご負担していただきます。

☆ 食費については、所得に応じた下記の減免制度があります。

利用者負担段階		介護保険負担限度額 認定証に記載されて いる負担限度額
第1段階	老齢年金受給者の方で、世帯全員が住民税非課税の方 生活保護受給されている方	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非 課税年金収入額の合計が80万円以下の方	390円
第3段階(1)	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非 課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	650円
第3段階(2)	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と非 課税年金収入額の合計が120万円を超える方	1,360円

② 居住費：居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物・設備・器具等の減価償却費、修繕費））

この施設及び設備を利用し居住されるにあたり、光熱水費及び室料相当額を下記の利用料金表に基づきご負担していただきます。（所得に応じた下記の減免制度があります）

1人1日あたりの居住費

居住に要する 費用	通常 (第4段階等)	介護保険負担限度額認定証に 記載されている負担限度額			
		第1段階	第2段階	第3段階(1)	第3段階(2)
ユニット型個室	2,080円～ 2,180円	880円	880円	1,370円	1,370円

③ 特別室料：特別な居室の提供に要する費用

入所者様の希望・選択により提供する特別な居室の特別室料は、居住費として別に下記特別室料をお支払い下さい。

特別室料	対象となる居室			
105円／日	2A01号室	2A03号室	2B03号室	2B05号室
	3A01号室	3A03号室	3B03号室	3B05号室
	4A01号室	4A03号室	4B03号室	4B05号室
	4B06号室	4B07号室	4B08号室	4B10号室
	5A02号室	5A05号室	5A06号室	5A07号室
	5A08号室	5A10号室	5B01号室	5B02号室
210円／日	5A01号室	5A03号室	5B03号室	5B05号室
	5B06号室	5B07号室	5B08号室	5B10号室

④ 理髪・美容に要する費用

月に1回、理美容師の出張による理美容サービス（整髪等）をご利用いただけます。

利用料金：派遣される理美容院の定める金額

カット：2,000円 パーマ：5,000円 カラー：4,000円 顔そり：800円